

令和6年度第8回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年11月12日(火) 午後1時30分から午後3時56分
2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会長	8番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵緑
委員	1番	福田淳一郎	委員		
〃	2番	中村精	〃	13番	藏内敏博
〃	3番	山田準二	〃	14番	石谷隆
〃	5番	建部憲二	〃	15番	柳田和廣
〃	7番	小林照美	〃	16番	竹森潔
〃	9番	小林光徳	〃	17番	福安修
〃	10番	下田義男	〃	18番	岩永正司
〃	11番	河毛早苗	〃	19番	川上信温

4. 欠席委員 (1名)

委員 4番 砂川重雄

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 15名)

邑美	有本知勝	河原町	荻原誠
高草	前田洋	〃	高田三朗
〃	内田洋之助	用瀬町	西村勝
湖南	福田幸司	〃	池本和明
湖東	佐々木文仁	鹿野町	谷口和人
〃	村上文夫	青谷町	井上智朗
国府町	山脇隆	〃	大石剛史
福部町	谷口泰彦		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第46号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第48号	非農地証明について
議案第49号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第50号	鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(公共事業)に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 広谷局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
川口局長	ただ今から、令和6年度第8回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川口局長	まず、定足数の確認ですが、4番の砂川委員は欠席の連絡があり、現在、18名中17名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号5番 建部委員、7番 小林(照)委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号54番～63番の10件であります。 整理番号54番は、徳尾で贈与による所有権移転です。 整理番号55番は、六反田で売買による所有権移転です。 整理番号56番は、香取で贈与による所有権移転です。 整理番号57番、58番は、河原町袋河原で売買及び贈与による所有権移転です。 整理番号59番は、青谷町紙屋で贈与による所有権移転です。 整理番号60番、61番は、福部町海士で売買による所有権移転です。 整理番号62番は、青谷町青谷で売買による所有権移転です。 整理番号63番は、用瀬町赤波で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長	それでは、整理番号54番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員	11月5日に中村農業委員、譲受人、私で現地確認を行いました。昭和45年に相続登記する際に法定相続分で登記をされたようです。今後の管理も含めて、現在耕作している共有名義人である譲受人に贈与するものです。現在も耕作されていますので、問題ありません。
議長	引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村委員	前田推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議長	質疑・意見はございませんか。
竹森委員	譲受人に持分7分の6となっているが、どういうことか。
事務局	本来は不要ですが、譲受人が残りの持分7分の6を所有していることを示したものです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号54番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号55番を審議します。担当推進委員、福田(幸)委員の報告をお願いします。
福田(幸)委員		10月31日に福田(淳)農業委員、譲受人、私で現地確認を行いました。現在、譲受人がハウスでイチゴ栽培しています。譲渡人は、高齢となっていること譲受人が本格的にイチゴ栽培をしていくために購入するとのことです。チェックシートに照らし合わせて問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員		福田(幸)推進委員の報告のとおりで、譲受人は新規就農者で、申請地を借りられています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号55番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号56番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		現地まで自宅から車で10分程度であり、通作には支障ありません。水田耕作には条件が悪く、畑地としてイチジクを植えるとのこと。家の方でも農業経営はされていることから問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		有本推進委員の報告のとおりで、果樹栽培を希望されています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号56番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号57番、58番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		整理番号57番は、3筆ありますが、実際は1枚の水田です。譲受人は酒米用の圃場とされるようなので、問題ありません。 整理番号58番は、現在も果樹畑となっており、進入路は畦道で狭く、隣地の譲受人が、引き続き耕作されますので、問題ありません。

議	長	引き続き、担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。
河毛委員		荻原推進委員の報告のとおりで、問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号57番、58番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号59番につきまして審議します。担当推進委員、井上委員の報告をお願いします。
井上委員		11月1日に竹森農業委員、大石推進委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。現地は、南側は道路、北側は更地、西側は畑、東側は譲受人の自宅となっており、現在も西側の畑と一体的に譲受人が家庭菜園として耕作しており、購入後も耕作されるので、問題ありません。
議	長	引き続き、担当農業委員、竹森農業委員の報告をお願いします。
竹森委員		井上推進委員が報告のとおりです。補足として農機具等も譲受人はお持ちになり、農業従事にも問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号59番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号60番、61番を一括して審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします
谷口(泰)委員		10月29日に濱田会長、平林推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は、海士のらっきょう畑の中にあり、整理番号60番と61番の譲受人は、親子で、譲受人が数年前から耕作をしていたようで、今回、譲渡人が売却希望で耕作者が購入することになったようです。譲受人は、1.8ha程度のらっきょう畑を耕作しており、大型農機等もお持ちで問題ありません。
議	長	担当農業委員は、私で、問題ありません。譲渡人は夫婦だと思いますし、譲受人は専業農家です。
事務局		整理番号60番と61番の譲渡人は、夫婦です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号60番、61番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございま

		せんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号62番につきまして審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大 石 委 員		11月1日に竹森農業委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。現地は譲受人が山の中に運搬車を使って水を運んで、耕作している畑の隣です。購入後は伐採をして畑地として耕作をされるとのことです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹 森 委 員		国道沿いの車止めから10分程度山に入ったところで、大石推進委員の報告のとおりです。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号62番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号63番につきまして審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西 村 委 員		10月29日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、譲受人、私で現地確認を行いました。現地は2年前にハウスを撤去されており、その後は譲受人が管理しています。来年の春から稲作ができるように高低差を無くすなどの準備をされていました。また、集落に住んでおり、積極的に農業をされていますので、問題ありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		譲受人の農地が周辺にあり、一体的に耕作できることから、問題ありません。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に入ります。 整理番号63番につきまして、原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号11番の1件でございます。 整理番号11番、申請地は用瀬町屋住、転用目的は駐車場、農地区分は第1種農地で農業公共投資の対象農地、許可根拠は集落接続です。

議 長	整理番号11番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員	10月29日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。以前に農振除外した案件です。何ら問題ないと判断しました。
議 長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員	池本推進委員の報告のとおりで、農振除外されたもので、隣接地からも同意得られておりますので、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号11番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	整理番号一時転用6番は、取下げとなりましたので、整理番号20番と21番の2件でございます。 整理番号20番、申請地は津ノ井、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農地で駅・役場等から500m以内、許可根拠は代替地なしです。 整理番号21番、申請地は鹿野町岡木、転用目的は資材置場と駐車場、農地区分は第1種農地で集団農地、許可根拠は集落接続です。
議 長	整理番号20番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員	11月6日に下田農業委員、事務局、譲渡人の家族、私で現地確認を行いました。現地は津ノ井工業団地内の端に残っている農地で、三方を事業所に囲まれています。草刈りだけの管理はしていたようですが、隣の譲受人が駐車場として利用するのに貸し付けるとのことです。車両基地であり、地下タンク貯蔵所から配送する場所であり、問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員	有本推進委員の報告のとおりで、周辺に農地はありませんので、問題ありません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に入ります。 整理番号20番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号21番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員	11月5日に砂川農業委員と私で現地確認を行いました。空き家の前の田んぼを資材

置場と駐車場にされるようです。空き家は事務所として利用されるようで、宅地と田んぼを一括購入するようで、問題ないと思います。北側に水路がありますが、問題ないということでした。

議長 質疑・意見はございませんか。

柳田委員 譲受人は面影に住んでおり、申請地は鹿野町内ということだが、会社を運営されているのか。

谷口(和)委員 空き家を事務所として使い、前の田んぼを駐車場にするとのことです。

事務局 現在の事務所は、鹿野町今市にあります。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので採決に入ります。
整理番号21番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。
以上で議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終わります。
引き続き議案第48号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号91番から101番までの全部で11件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。

議長 整理番号91番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。

内田委員 11月5日に中村農業委員、事務局2名、私で現地確認を行いました。長年県外に住んでおり、土地の処分を考えての申請です。■■■■、■■■■は、有富川の土手の一部になっています。■■■■、■■■■、■■■■、■■■■は、有富川の河川用地です。■■■■、■■■■は、県道の一部になっています。■■■■、■■■■、■■■■は、雑木林になっています。■■■■は、戦前から分家に貸して倉庫を建てられています。非農地になっても周りには問題ありません。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号91番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号92番を審議します。担当推進委員、山脇委員の報告をお願いします。

山脇委員 11月6日に山田農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は山の中の田んぼで、山を越えたら八頭町です。水害もあり荒れ果てています。耕作をやめて40年ぐらい経っており、現況は杉の木で、農地への復旧は困難な土地と判断しました。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 9 2 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 9 3 番を審議します。担当推進委員、荻原委員の報告をお願いします。
荻原委員		50年前には、申請人の家が建っていましたが、新しい家を別のところに建てたので、解体されたのですが、瓦や材木はそのままにされて、竹林となっています。進入路は無く放置されていますので、非農地化するのが一番よいと考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 9 3 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 9 4 番を審議します。担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		10月31日に川上農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。現地は細長い土地で、雑木や雑草が生えていました。25年ぐらい前に美萩野団地を開発する際の工事用道路として利用され、残地となったところです。農地として復旧は困難で、周辺の農地には支障ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 9 4 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 9 5 番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村上委員		10月31日に川上農業委員、事務局、行政書士、土地家屋調査士、私で現地確認を行いました。周辺は土地区画整理事業により住宅地となっています。平成14年に住宅を建築され、20年以上経過しており、農地への復旧は困難です。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 9 5 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号 9 6 番を審議します。担当推進委員、高田委員の報告をお願いします。
高田委員		11月1日に田淵農業委員、事務局、申請人の代理人、私で現地確認を行いました。 ■■■は、申請人の親が住宅を新築される際に敷地の一部として造成して、庭になって

います。■■■は、幅3mの進入路と車庫を建築し、残地は長年耕作してない状態です。水路等の機能は無く、農地への復旧は困難と判断しました。現地は、住宅地の連たん地域であり、他の農地へ影響もありません。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号96番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号97番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。

有本委員 11月7日に下田農業委員、事務局、行政書士、私で現地確認を行いました。果樹団地として梨の木が植えてありましたが、20年以上前から梨の木は伐採されています。山の中で、誰も耕作をされずに雑木や葛が生えて、イノシシ等も出てくる場所なので、非農地でよいと思います

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号97番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号98番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。

福田(淳)委員 11月1日に森推進委員、事務局、行政書士、私で現地確認を行いました。山王さんの近くですぐ近くまで住宅地になっております。昭和の終わりの頃から放棄地になり、草林で近所からも苦情が出ている状態でした。前面道路には上下が整備されており、非農地でやむを得ないと判断します。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。
整理番号98番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。
整理番号99番、100番、101番は関連していますので、一括して審議します。
担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。

池本委員 10月29日に小林(照)農業委員、西村推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。圃場整備されている水田は、去年の水害で土砂が流入しておりますし、水路も壊れ水田の機能を果たしていません。その他の農地は、原野化しています。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので、採決に移ります。

		<p>整理番号 99 番、100 番、101 番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。</p> <p>以上で議案第 48 号「非農地証明について」を終了します。</p> <p>続きまして議案第 49 号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>鳥取市長から、令和 6 年 1 月 26 日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>利用権を設定しようとするものが、新規 5 件、更新 2 件、計 7 件、面積は、田が 17,314㎡で、畑 202㎡となっており、計 17,516㎡です。</p> <p>権利種別の内訳は、賃借権 2 件、使用貸借による権利 5 件となっています。</p>
議	長	<p>議案第 49 号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 49 号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続き、議案第 50 号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が 18,922㎡で、畑が 2,685㎡となっております。権利種別の内訳は、すべて賃借権の 19 件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第 19 条第 2 項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p>
議	長	<p>質問・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 50 号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、報告事項に移ります。</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地転用の制限の例外（公共事業）に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について</p>

議

長

無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和6年度第8回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後3時56分